

第 1 4 回 民間資金等活用事業推進委員会

議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

第14回民間資金等活用事業推進委員会議事次第

日 時：平成19年6月29日（金） 10：00 ～ 11：15

場 所：中央合同庁舎4号館共用第3特別会議室

議事

- (1) 委員長代理の指名
- (2) VFM評価等について
- (3) PFI事業の現況等について
- (4) 今後の審議の進め方について
- (5) その他

出席者

【委員】

森下委員長、碓井委員、高橋委員、前田委員、山内委員

【事務局】

大田大臣、村瀬政策統括官、赤井民間資金等活用事業推進室長、町田参事官

赤井 P F I 推進室長 ただいまから、第 14 回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

私、内閣府民間資金等活用事業推進室の室長を拝命いたしました赤井でございます。よろしくお願いいたします。本日は、委員の先生方におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

まず、会議の開催に当たりまして御報告がございます。長年、本委員会の委員長代理として御活躍をいただきました西野文雄先生におかれましては、去る 5 月 6 日に永眠をされました。ここに謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、座って進めさせていただきます。

したがいまして、委員総数は 8 名でございますが、本日は 5 名の委員に御出席をいただきました。定足数の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、以降の議事進行につきましては、森下委員長にお願いしたいと存じます。

森下委員長 皆さん、おはようございます。それでは、進めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、大田大臣に御出席をいただいております。まず、大田大臣よりごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

大田大臣 おはようございます。大田でございます。

森下委員長始め、皆様には P F I 事業に御尽力いただきまして、本当にありがとうございます。

西野先生は、私の大学の同僚でした。一緒に P F I の議論をしたことを本当に懐かしく思い出しています。たしか、あれは東京の金町浄水場が先駆的な P F I を最初にやったころですから、もう 10 年近く前になるんだろうと思います。何度もいろんな議論をさせていただきました。

お陰様で、この 10 年近くの間 P F I 事業は随分広がってきまして、今、国、地方合わせて、実施方針が発表された事業が 274 件、既に事業の運営に入っているのが 150 件。最近は刑務所ですとか、病院ですとか、運営重視型のものも出てきているということで、大変喜ばしいことだと思っています。P F I というのはもっと広がってほしいと思いますし、新しい試みも起こってほしいと考えております。

先ごろとりまとめました「骨太の方針」でも、P F I を更に推進していくということはしっかり盛り込まれております。委員の皆様におかれましては、今後とも P F I の発展に向けて、是非、御協力・御指導をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

森下委員長 ありがとうございます。大臣は所用がございますので、ここで退席をされます。

大田大臣 失礼いたします。

(大田大臣退室)

森下委員長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず初めに、議事の「(1)委員長代理の指名」についてでございます。冒頭に室長から御報告がございましたように、これまで委員長代理として大変御尽力されました西野委員の御逝去によりまして、委員長代理を新たに指名する必要があると存じます。民間資金等活用事業推進委員会令第 2 条

第3項の規定によりますと、委員長が委員長代理をあらかじめ指名することとされておりますので、私から指名をさせていただきます。

委員長代理は、山内委員にお願いいたしたいと思います。山内委員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

山内委員 よろしくお願いいたします。

森下委員長 本日の委員会では、初めにVFM評価等について、総合部会での検討の結果を踏まえ御議論をしていただいた後に、PFI事業の現況等について御報告をいただいた上、今後の審議の進め方について御議論をいただく予定にいたしております。

それでは、議事の「(2) VFM評価等について」でございます。こちらについては山内総合部会長より御説明をお願いいたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

山内委員 承知しました。

VFM評価の在り方につきましては、昨年、総合部会の下にワーキンググループを設置いたしまして、9月から本年4月までの間に計6回の審議をいたしました。その後、5月24日、6月15日に総合部会を2回開催いたしまして、そこで審議をいたしました。その審議を経まして、現在、お手元の資料1に「VFM(Value For Money)に関するガイドライン(平成13年7月27日)の一部改定及びその解説(案)」としてとりまとめを行いました。

これと同時に、ガイドラインについてはほかにもいろいろな議論がありましたが、特に事業者選定における審査方法につきまして、昨年の推進委員会の場で、亡くなりました西野委員から御指摘をいただいております。この御指摘等を踏まえまして審議を行いまして、資料2のプロセスガイドラインの改定案という形でまとめさせていただきました。これが2つ目でございます。

更に、一昨年、PFI法が改正になりましたけれども、これによりまして、事業者選定において総合評価方式を原則とするということにされたわけでありまして、ガイドラインの方もそれに合わせて改定する必要があるということでございまして、資料3にプロセスガイドラインの改定案をとりまとめております。

これらの内容につきましては、事務局から説明をお願いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

町田参事官 参事官の町田でございます。私の方からかいつまんで御説明をさせていただきます。その前に、資料の確認をさせていただきますと存じます。

後藤参事官補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。まず、1枚目に本日の議事次第と、2枚目に座席表がございます。

その後ろからが資料でございますが、資料1といたしまして「VFM(Value For Money)に関するガイドライン(平成13年7月27日)の一部改定及びその解説(案)」。

資料2「審査方法に関する『PFI事業実施プロセスに関するガイドライン』の改定案」。

資料3「総合評価に関する『PFI事業実施プロセスに関するガイドライン』の改定案」。

資料4「審議の経緯について」。

資料5「PFI事業の現況等について」でございます。

続きまして、参考資料でございますが、参考資料1「『VFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成13年7月27日）の一部改定及びその解説（案）』のポイント」。

参考資料2「『PFI推進委員会中間報告 - PFIのさらなる展開に向けて -（平成16年6月3日民間資金等活用事業推進委員会）』に関する取組状況について」。

参考資料3としまして、中間報告の冊子を置いてございます。

参考資料4-1「『PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて』関係省庁連絡会議幹事会申合せ 背景及び概要」。

参考資料4-2「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」。

参考資料5「PFIアニュアルレポート」の厚い冊子を置いてございます。

それと、参考資料6が推進委員会の名簿。

参考資料7が専門委員の名簿となっております。

以上でございますが、不足等ございますでしょうか。もし、後ほど不足等ございましたら、事務局の方までお申し付けください。

町田参事官 もし、不足等がなければ、それでは、私の方から説明をさせていただきます。

今、当方の説明の方にございましたとおり、資料1がVFMのガイドラインの改定関係、資料2、資料3がプロセスに関するガイドラインの改定の内容ということでございます。それから、資料4が審議の経緯ということでございます。

それから、参考資料1というものがございます。これはVFMのガイドラインとその解説の内容を少し簡単にわかりやすく事務局の方でまとめたものでございますので、これを傍らに置きながら説明を伺っていただければと存じます。

今、山内部会長の方から経緯について御説明がございました。資料4に書いてございますとおりでございますけれども、6回ほどワーキンググループを開催いたしまして、そこで報告書を取りまとめていただいて、その報告書を踏まえたガイドラインの改定とその解説というものを作成していただきまして、5月24日の総合部会に御報告し、御議論をしていただいたところでございます。

そこで、いろいろと御意見が出たわけでございますが、その際にパブリック・コメントを同時にやるということについて御了解をいただきました。それで5月30日から6月12日までパブリック・コメントを行いまして、VFMのガイドラインにつきましては6主体24件、それから、プロセスのガイドライン、これは審査方法についてでございますけれども、3主体6件の意見が出てまいりました。これらの意見について御紹介をするとともに、それについての処理の方針というものも含めて、5月24日の総合部会での議論を踏まえたものを6月15日の第14回総合部会に御報告をし、再度、御審議をしていただいたところでございます。今回お示しをするガイドラインにつきましては、このような審議を経たものでございます。

それでは、内容につきましてごく簡単に御説明をさせていただきます。まず、資料1の「VFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成13年7月27日）の一部改定及びその解説（案）」というものをごらんいただきたいと存じます。

まず、1ページ目をお開きくださいませ。「はじめに」というところで、大体、今、申し上げた

ような経緯が書いてございます。

中ほどを見ていただきますと「VFM評価に関する課題を23抽出した」と書いてございます。これはワーキンググループの冒頭で、VFMに関する課題をまず23抽出していただきました。この課題を更に、VFMの本質的な課題と実務的な課題に分けて議論をしていただきました。

特に、この実務的な課題につきましては、実際に実務をやっている地方公共団体等からもワーキンググループの中で御意見を伺ったところでございます。ただ、昨年度内の検討ということで、とりあえずまとめていこうという考えから、優先順位の高いものからやるべきだろうということで、公共施設等の管理者等に対して行っていたアンケートの結果も踏まえ、皆様方の要望の多い「割引率の設定方法」「PSCの算出根拠」、「PFI事業のLCC算出方法」といったものを中心に御議論をしていただき、そこにつき今回まとめさせていただいたということでございます。

具体的な内容の方に入らせていただきたいと思います。まず、3ページ目をお開きいただきますと、ワーキンググループのメンバーが書いてございます。御参照くださいませ。

4ページ以降でございますけれども、こちらのガイドラインの改定と解説と申しますのは、以下、申し上げるような構成になっております。まず、この枠囲いの部分はガイドラインそのものでございます。ガイドラインそのものについても一部改定をしておりますので、その部分については下線を引いております。

6ページをお開きいただきますと書いてございますけれども、枠囲いの下に、例えば「VFMの位置付け」ということで敷衍した説明が書いてございます。これが解説部分ということでございまして、今回このような形でガイドラインの内容をより実務的に敷衍してお示しをしているということでございます。

参考資料1の方をごらんいただきたいのですが、この本質的な課題の部分につきましては、基本的にガイドラインの改定ということで、ガイドライン自体を改定いたしております。その大部分は、この6ページのところに入っております。(9)～(11)というところでございますが、かいつまんで御説明いたします。

まず、VFMは効率性の議論である。ですから、VFMは、当該事業をやるかどうかということの基準ではなくて、PFIでやるかどうかのための基準であるということをご認識すべきだというのが第1点でございます。こちらにつきましては、6ページの枠囲いの中の(9)という形で書き込まれているところでございます。

次に、VFMというのは基本的にはコストで見るのが通常でございますけれども、それでは通常の事業と比較をいたしまして、どうしてコストが下がっているのか。言わばVFMの源泉でございますけれども、これが何かということにつきまして再度明確に認識をして、そして、具体的にそのものを向上させていくということを考えていくべきではないかというのが第二点でございます。こちらにつきましては(11)の中に書いてございます。

3番目が、当然、VFMの評価の在り方というのは事業それ自体と密接に関わっているわけでございます。したがって、VFMというものは単に計算すればよいというものではなくて、事業を具体化・詳細化をしていく。そのプロセスと密接にリンクさせて検討をしていくべきである。端

的に申し上げますと、段階的に詳細化をしていくといったような考え方が必要なのではないかと
いうことでございます。そうしますと、やはり事業のかなり早い段階でVFMについてきちっと検討
することが必要だろうということで、特にVFM評価における導入可能性調査の役割が重要である
ということを明記しております。そちらが、この枠囲いの(10)でございます。

ほかの部分も、VFMのガイドラインそれ自体を改定しておりますけれども、大きな議論は、こ
の3つということでございます。

6～9ページにつきましては、私が、今、申し上げたところにつきまして、ワーキンググループ
で御議論されたものをまとめたものを解説という形で整理しているところでございます。

例えば10ページを見ていただきますと、枠囲いの下には何も書いてございません。ここに
ついては、今後、御議論をしていただくということで、空欄ということになっているわけ
でございます。

11ページをお開きいただきたいと存じます。11ページは「3 VFM評価を行う時点等」と
いうことでございます。

こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、VFMについては段階的に詰めてい
く必要がある。そして、その際には導入可能性調査を実施する段階で評価をすることが必要だ
ということについて(2)ということ新たに規定をするとともに、また、事業者選定時点にお
いても、前提条件等のレビューを通じて、考え方の適切さを検討することが適当だとい
うことで、この時点についてのVFMの検討の必要性ということを明確に位置付けた
ということでございます。

次に、12ページでございますが「2 PSCの算定」ということでございます。

こちらにつきましては、13ページをお開きくださいませ。「2 算定方法」ということ
でございます。

このPSCの算定方法については、実務の方から、もう少し抽象的な基準ということ
ではなく、具体的な基準につきまして、ある程度示してほしいという御要望の非常に
強いところでございました。

いろいろと書いてございますけれども、一つの大きなポイントは、過去の実績等を用
いるときは、対象事業を現時点で実施する場合に想定される費用とするとい
うことで、基本的には従来型で事業を行うことを想定して積算をする
というのがPSCでございますけれども、現時点ということ
を基本的には原則としてくださいというのが一番大きなポイント
でございます。

これは私ども、実はアンケート調査を行ったところですが、その結果、随分過去の建設
単価等を使っているものがあるということが判明いたしました。公共事業は最近、
非常にコスト縮減ということで単価が下がっておりますので、もし、
例えば10年前のコストを使うということになりますと非常に高いもの
になってしまい、ある意味ではVFMが非常に
出やすいということになります。そういったことは好ましくない
ということで、基本的にこういう形で明記がなされている
こと
でございます。

次に、15ページ「3 間接コスト」でございます。

この間接コストについては、なかなか、やはり公共施設等の管理者等の皆様方、
わかりにくいというところがございます、敷衍した説明をいたして
おります。特に、具体的な計算の方法の例も

示すべきではないかということで、A B C会計、Activity Based Costing というものについて、計算の方法の一つの例示として挙げているところでございます。

次に、16 ページ以降で「三 P F I 事業の L C C の算定」でございます。

17 ページをお開きくださいませ。こちらに「2 算定方法」ということで、敷衍したものが解説ということで書かれてございます。

こちらについてのポイントでございますけれども、まず第 1 に、P F I は性能発注でございますので、要求水準書というものを示して、それを見て、各入札参加者の方が具体的な積算等をしていただくということになってまいります。したがって、この要求水準書、言ってみれば発注者、公共施設等の管理者等のコンセプトを明確に示していくということが極めて重要であるわけでございますけれども、こちらについてなかなかイメージがつかみにくく、積算が難しいというようなお話もございます。

したがって、管理者等の意図をできるだけ明確に伝えるようにするために、イメージを一定の図面にまとめるとか、類似施設の過去のデータ等を参照して要求水準書をつるとか、やはり一定の公共施設の管理者等のコンセプトを詰めていくということがこの段階で必要だということをお示ししているというのが 1 点目でございます。

もう一点でございますけれども、ガイドラインは基本的には設計、建設、維持管理、運営の各段階ごとに民間事業者がどれくらいコストをかけることになるかということを推定し、それを積み上げて計算をするというふうな規定ぶりになっておりますが、現状では、この積み上げることによって算出をするということがなかなか難しいという状況にあるようです。

したがって、実務では P F I 方式で実施した場合に、一定の比率で各費用の削減がなされたというふうに想定をして計算するというやり方が取られているケースがままあるようでございます。これを削減率と呼んでおりますけれども、この削減率が合理的な根拠に基づいてなされていれば、一定の客観性が保たれるわけでございますが、実際には、例えば 20% なら 20% の削減率ということで、ア priori にその比率を決めて計算をしているというような例もあるやに伺っております。これは、V F M の検定ないしは算出ということから考えますと、あってはならないことでございますので、このような根拠があまりないような数字をア priori に使うものは厳に慎んでいただきたいというメッセージをここで伝えているわけでございます。

それから「資金調達コスト」の部分でございますが、これは今まで記載のない部分でございます。ここについて敷衍するとともに、いわゆるデッドとエクイティーの間の存在、ここでクアジエクイティーと称しておりますけれども、劣後融資であるとか、メザニン融資であるとか、こういったものが、大規模な事業等が増加するにしたがって P F I の実務の中でも活用されることが多いようでございます。こういったことについて触れまして、これらについては各事業ごとに状況が違ってくるということもございますので、民間事業者、そして、融資金融機関の考え方というものを十二分にサウンドしていくことが必要ですということについて触れているわけでございます。

次に「選定事業者の収益性判断基準」と「事業の安全性判断基準」というものについて触れております。もとより P F I 事業は民間事業者が行うものでございますので、当然、民間事業者が収益

性が確保できるということでない事業として成り立たないわけでございます。公共施設等の管理者の皆様方について、そこら辺についての認識が欠けているような部分もあったわけでございます。今回、そういったことをきちっと、まずやってください。その場合、具体的にどういう指標があるかということを確認にお示しして、それぞれの使い道等々について触れたということでございます。

それから「事業の安全性判断基準」でございますけれども、PFIは金融機関がファイナンスをするというのが一つの大きな要素でございます。したがって、金融機関サイドから見ると、危ない事業に対しては融資はしないということでございますので、基本的にその事業がどれくらい安全性が確保されているかについて、一定の指標を使って判断をしていくという過程が出てくるわけでございます。したがって、そういった事業の安全性判断基準についても十二分にPFI-LCCを出す際に検討した上でやってもらいたいということに触れているわけでございます。

なお、以上の点につきましては、既に実務ではかなり浸透した考え方でございます。

21ページ目でございますが、この辺りにつきましては今後の検討課題ということでございます。22～23ページも同じでございます。

24ページでございますけれども「3 現在価値への換算」という部分でございます。これは、いわゆる割引率の設定方法ということでございます。

この割引率というものにつきましても、なかなか公共施設等の管理者等の皆様方についてはなじみにくい考え方ございまして、管理者等の皆様方からは割引率の設定についての考え方を明確に示してほしい。また、統一的な指針を出してもらえればありがたいといった御意見がございました。

こちらにつきましては、ワーキンググループでさまざまな御議論をさせていただいたわけでございますけれども、基本的には、こういった割引率についてはこういった考え方とこういった考え方がある。あとは、それぞれの考え方についての趣旨を十二分に公共施設等の管理者が御理解をさせていただいて、御自分で説明責任を果たすように整理していただいた上で割引率を使っていたということが必要だということメッセージとして発出する整理といたしました。

その中で、英国においては現在、3.5%というものを使用することが推奨されているということをお紹介しております。

また、公共投資につきましても、これは便益や費用が長期にわたるものでございますので、公共投資の便益や費用について割引率という概念を活用しております。その関係で、国土交通省が平成16年2月に「公共事業評価の費用便益分析に関する技術的指針」というものを取りまとめておられまして、この中で、適用する割引率を社会的割引率として、それについて、るる説明をしております。これが先ほど申し上げました割引率についての考え方の一つであるということで紹介をしているところでございます。

もう一つの考え方は、これは特に金融機関の皆様方が具体的にその事業を行うときに、やはり、この割引率というものをお使いになるというのが一般的というふうに伺っております。ただ、金融実務で使われる場合は、その割引率の設定方法というのは使用目的によって異なるということもございまして、ただ、比較的、共通しておりますのは、リスクフリーレートは使わ

ずに、それぞれの対象事業のリスクというものを十二分に踏まえまして、そして、リスクプレミアムが加えられるということが一般的であるということ。それから、換算時点の金利水準を前提としているということがどうも一般的であること。更には、事業期間に対応した期間の金利を用いられることが多いということがあるようでございます。

ちなみに、VFMのガイドラインにつきましては、割引率については、リスクフリーレートを用いることが適当としているところでございます。したがって、その意味でいけば社会的割引率に近い考え方を踏まえているとも言えるわけではございますが、いずれにしても、ここでは2つの考え方があって、個々の管理者が、このような考え方を十二分に御理解をした上で、御自身の問題として説明責任を果たしていただく適切な率を適用すべきだというふうなメッセージを発しているということでございます。

次に27ページでございますが、この後につきましては、今回については特に触れておりません。今後の検討課題ということでございます。

最後に30ページでございますが、冒頭御紹介いたしましたとおり、第1回のワーキンググループで整理をしていただきました23の課題について、ここに参考資料として付け加えてございます。適宜、御参照いただければと存じます。

以上が、VFMのガイドライン及びその解説についての御説明でございます。

次に「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」についての説明をさせていただきます。まず、資料2をごらんください。

「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」につきましては、審査方法と総合評価ということで2つに分けて整理をいたしております。いずれも入札段階の総合評価に関わる話でございます。先ほど山内部会長のお話にもございましたとおり、また、解説の中でも敷衍をしておりますとおり、VFMの評価というのは事業実施プロセスに密接に絡んでくるものでございます。したがって、事業実施プロセスに関わるさまざまな課題のうち、特に必要なものについて今回改定をしようということになったわけでございます。

特に、この資料2の「審査方法に関する『PFI事業実施プロセスに関するガイドライン』の改定案」につきましては、去る10月5日に行われました推進委員会で西野委員から非常に強く問題提起されたところでございます。西野委員がおっしゃられた点は、このPFIの審査委員会が具体的に総合評価を行う際の提案書を審査するというような形になっているけれども、その提案の専門性に必ずしも見合った委員の方が審査をしているということが常ではないという実態がある。したがって、こういった場合につきまして、専門性が確保されたようなプロセスを確保していくべきだろうというのが西野先生が御主張していた点の第1点目でございます。

第2点目は、やはり、今、申し上げたような提案書を審査するという点については当然それなりの時間がかかるわけでございます。ところが、審査委員会の審査というのは必ずしもそれに見合った時間をかけていないというような状況がございますので、やはり十分な時間的な余裕を持って審査するという点と、更には、できるだけ効率的に審査がなされるように、具体的な提案者、入札参加者の方が自分の提案をわかりやすくまとめてお示しをするということも必要であろうとい

うことでございます。

以上、申し上げた2点を審査委員会の審査の方法と、審査委員会を設ける場合の留意点ということで整理をいたしたいというのが、この資料2でございます。

次に資料3でございますが、こちらにつきましては、先ほど山内部会長から御説明があったとおりでございます。前回のPFI法の改正、第8条第2項で、PFIにつきましては総合評価、いわゆる価格だけではなく、質も含めて評価をするということを原則とするということで法文上に明記されたところでございます。現在、会計法、それから、地方自治法につきましては、価格で決するというのが原則であるが、一定の事情がある場合については総合評価を行うことも認められるというふうな規定ぶりになっております。したがって、平成17年の法改正前に策定をされましたプロセスに関するガイドラインは、会計法、自治法の規定に即した表現になっていたところでございます。

今回、PFI法が改正されたということに伴いまして、その原則のところを、総合評価が原則であるといったような表現に変えたというのが資料3でございます。したがって、資料3はどちらかというと形式的な改定ということでございます。

以上、非常に簡単でございますが、ガイドラインについての説明でございました。

森下委員長 ありがとうございます。

既にVFMワーキンググループ、総合部会において十分に議論がなされてきたと思いますけれども、特に最終的にまとめるに当たりまして御意見がございましたら御自由におっしゃっていただきたいと思います。

山内さん、何か特にコメントはございませんか。

山内委員 説明をいただいたとおりであります。VFMについてはいろいろ問題があって、このほかにもたくさん問題があるわけですが、今回は特に重要な、緊急性を有する問題ということから議論をいただいて改正をしたということになります。

必ずしも、もともとの問題の性格上、完全な答えが1つだけあるというようなものでもないというところもございますので、その辺は問題の所在あるいは構造といったものを明らかにしたという形で、このガイドラインの改定に至ったということになります。

いずれにいたしましても、今後も残された問題や、あるいは更に今までの問題も議論を深めて、よりよいものをつくっていきたいと思っております。

以上でございます。

森下委員長 ほかの委員さん、何かコメント・御意見がございましたらどうぞ。

B委員、どうぞ。

B委員 事務局の御尽力がありまして、ここまでまいったのでございますが、私どもの議論をしているさなかでも、ずっとさまざまな変化がございまして、なかなか一つの確定した答えが出にくいという現状があったわけでございますが、先ほどの御説明にもございましたけれども、ガイドラインの改定と申しますのは実務段階での便利さを確保していくということになるので、かなり絞り込んで議論をしたわけでございます。

これをお読みになる方に、私どもの議論で誤解を招かないようお願いしたいのですが、そもそも、PFIをスタートした段階で、PFIの目的といたしまして、国、地方、公共部門の財政事情への効果ということがあったわけですが、同時に、この基本方針の前文にもありますが、行政手法に対するさまざまな検討に資するという側面がございますけれども、この辺になりますと、これに限りませんけれども、会計、税務その他、あるいは入札の方法の変更でございますとか、PFI以外の行政部門でのいろんな改定が続々と続いてきているわけです。それとの整合性を持ちながら、実務レベルでの問題を解決していただく。そういうことを念頭に置いたために、1つの答えて、まさにこれだという答えがなかなか出にくい。

理屈の方で詰めていきますと、現実になかなか対応できないという問題が逆に出てきて、だけれども、その意味では、一見、非常に妥協的な表現があるように思われるかもしれませんが、不断の改定作業を続けて、より理想に近づけるという一段階であるということを我々も承知の上で議論をしたということを御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

森下委員長 ありがとうございます。ほかはございませんでしょうか。

C委員、どうぞ。

C委員 ありがとうございます。

今、山内委員も、B委員もおっしゃったことでありますが、私、他方で公共側のアドバイザーとしてPFIに携わっておる関係上、今回のガイドラインの改定でもって、これが今後のPFI事業に与える影響は非常に大きいと理解しております。

したがって、この改定案を基に実務の中でいい慣行ができ上がっていけば、更に推進委員会としてもそれを取り上げて、公表するようにはどうかと思います。また、山内委員がおっしゃったように、解答は必ずしも1つではない、今後、更に検討すべき点はたくさん残っておるということでございます。私も実務の中で、今回の改定を糧として、更にいいPFIができるように尽力する所存であります。そういうことを踏まえまして、今後とも検討を重ねたいと考えております。

以上でございます。

森下委員長 ありがとうございます。

A委員は何かございませんか。

A委員 内容については、特に申し上げることはございませんが、ワーキンググループの皆様が精力的に作業していただきましたことに対して御礼を申し上げたいと思います。

森下委員長 ありがとうございます。

それでは、本日提出されております「VFM(Value For Money)に関するガイドライン(平成13年7月27日)の一部改定及びその解説(案)」並びに審査方法及び総合評価に関するプロセスガイドラインの改定案をこの内容で公表することにつきまして、一応、御了承いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

森下委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。事務局から議事の「(3) PFI事業の現況等について」を御説明願います。

町田参事官 それでは、資料5「PFI事業の現況等について」というものに従いまして簡潔に御説明をさせていただきたいと存じます。お手元にございますでしょうか。

それでは、説明をさせていただきます。基本的に、こちらの資料は前回10月5日にお配りして御説明をしたものをアップデートしたものでございます。したがって、10月5日から大きく変更した点、新しく進捗した点にウェイトを置いて説明させていただければと存じております。よろしく願いいたします。

まず、2ページをお開きください。事業全体でございますけれども、先ほど大臣の方からお話がありましたとおり、全体で274の事業が実施方針を公表しているところでございます。このうち、150が既に運営段階に入っているという状況でございます。前は245事業でございましたので、かなり増えたということになるかと思います。また、運営段階の事業も、前回123ということでございますので、こちらについてもかなり増加をしておるということでございます。

次に「都道府県別実施方針公表件数」。地域的な話でございますけれども、まず1つ、ここでおわびを申し上げないといけませんのは、青森県をごらんください。青森県のところに「1」と書いてございますが、これは岩手県の間違いでございます。岩手県の方で国家公務員宿舎を1つ、PFI事業で行うものが実施方針として公表されておりますので、全数のところの「4」を「5」に変えていただけますでしょうか。かつ、青森県の方は依然としてゼロということでございます。したがって、こちらにつきましては10月5日と同じで、残念ながら、まだ6地方公共団体についてはPFIは空白ということでございます。

4ページ目に移りたいと存じます。進捗の状況ということでございますが、こちらは先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、こちらにつきましては、事業費の累計。これは公共施設等の管理者等から拠出される見込みである額ということでございますので、いわゆる独立採算型での事業費等は含まれておりません。そういったものとしてお考えいただきたいと存じますけれども、平成19年5月末現在で2兆2,351億円という数字でございます。

5ページで「運営段階に移行するPFI事業の増加」ということでございまして、これは当然のことでございますが、最近、著しく増加をしているということでございます。やはりPFI法が施行されて4～5年経った平成16年の辺りから徐々に増えてきておるということでございます。やはり第1・四半期に、運営段階に移行するというものが多いようでございます。

6ページでございますけれども、こちらについては前回とほぼ同じでございます。大体24%程度のVFMが出てきておるということでございますので、それなりに財政再建に寄与しておるのではないかとございます。

7ページの選定方式についても前回と同じでございます。全体で言いますと、総合評価一般競争入札がほぼ7割ということでございまして、国等につきましてはWTOのGPA協定が適用されるものが多い等の事情もあり、ほぼ、そういうものすべてが総合評価一般競争入札で行われております。

地方公共団体につきましては、若干、随意契約の解釈が地方自治法において違うということもあり、法的には随意契約であるところの公募型プロポーザル方式が4割を占めているということでございます。

ただ、いずれにいたしましても、PFIの事業者選定につきましては、すべてが質と価格両方を見る、いわゆる総合評価というような方式になっております。価格だけで決めている例というのは、私どもが把握している限り、一例もございません。

8ページでございますが「管理者等別事業数」でございます。これも従来と相違はございません。国は12%、それから、特殊法人その他公共法人が11%ということでございまして、PFIの主たるプレーヤーというのは都道府県、市区町村等の地方公共団体さんであるということでございます。

「事業費の回収方法による類型別事業数」。これもほとんど相違はございません。いわゆる第I類型というのは通称サービス購入型と呼ばれているものでございますが、これが62%ということで、6割を占めておるということでございます。

10ページで「施設の所有形態による類型別事業数」ということでございます。これは我が国の一つの特徴でございますけれども、BOTが7割弱を占めておるということでございます。英国等で一般的なBOTは、現時点では15%ということでございます。

「事業期間別事業数」につきましてでございますが、これも前回と大きな変更はございません。大体、15~17年を大きな山としておると、22年程度を大きな山としておるとのことと、2つほど山があるということでございます。

これも、私どもが分析をした結果によりますと、15~17年に集中しておるようなものにつきましては、いわゆるハコモノ型ということで、病院とか刑務所といったような、最近かなり出てきております、運営を重視しているようなものは、むしろ事業期間というものは長目に設定されておるといふ傾向が多いようでございます。

12ページで「事業費の分布」ということでございます。これも従来と大きな相違はございません。やはり見ていただくとおわかりのとおり、相対的な小さいものが主要な部分を占めておりますけれども、1,000億円超というものもかなり出始めてきておるということでございます。

13ページでございますが、先ほど大臣のお話でも御紹介のございました、運営重視型PFI事業の取組みということでございます。去る5月13日に山口県美祢市でPFI刑務所の開所式がとり行われました。これは美祢の社会復帰促進センター、刑務所整備・運営事業に関わるものでございますけれども、こちらの一つの大きな特色といたしましては、テレビ等で報道されておりますとおり、美祢市という地方公共団体さんが誘致を行ったということでございます。そういうことで、地域の発展・向上にも資するというような形で仕組みが立てられました。

その過程の中で、いわゆる構造改革特区でございますが、こちらについても適用をかけた上で、従来の法律でありますと、民間に委託ができないようなものも特区で委託可能として委託をすることとしたわけでございます。それに伴いまして、VFMも8.5%出るということでございますし、また、ここにございますような地域の貢献もさまざまできるようになったということでございます。

こちらは御紹介でございます。

次に14ページ以降でございますが、こちらが前回と比較した一つの大きな相違点でございます。

実は、先ほど10月5日の西野委員長代理の御発言を御紹介したわけでございますが、その際、西野委員長代理の方から、もう一つお話がございました。それは最近、EUにおいては競争的対話方式というものが導入されて、それがPFI事業について適用がなされるというようなことである。我が国においては一体どういう状況にあるのか。そういったものを我が国でも早急に導入を考えるべきではないか。こんなお話がございました。

実は、その際に私ども、関係省庁さんの方といろいろと御相談をしていたわけでございます。関係省庁さんの方と大体お話がまとまりまして、11月22日に関係省庁連絡会議幹事会申し合わせということで、現行の会計法、それから、地方自治法の枠組みの中で、とりあえずできることをやりましょうということをし申し合わせたわけでございます。

「背景」でございますけれども、今、西野先生の御指摘は勿論でございますけれども、やはり一番大きいお話は平成17年のPFI法改正の附則の第3条で、民間事業者との対話の在り方、それから、段階的な事業者選定の在り方等について政府は検討することが必要であるというふうに明記がなされていたわけでございます。したがって、ある意味では、私ども政府といたしましては検討がオブリゲーションとして課せられていたといった状況でございます。

それから、実態といたしましても、先ほど来、お話に出ておりますような、病院、刑務所のような運営の比重が非常に高く、発注者のみの能力でなかなか要求水準書を作成することが難しい。やはり民間とコラボレートして、そして、民間との対話を通じて要求水準書を更に詳細に深めていくという作業が必要な事業が出現をしてくるおと、そして、その後、数が増えておるという実態があるということでございます。こういった事業に対して、それに即応した入札方式の導入が実務で非常に求められているということがございました。

3番目は、西野先生がおっしゃったとおり、今、申し上げたような事情はどこの国でもPFIないしはPPP手法を導入した場合に出てくるお話でございます。そういったことで、欧州においては競争的対話方式。これについては複雑さという要件がございますけれども、この複雑さという要件につきましては、PFI、PPP事業については基本的には適用になるというのがEUの事務局の考え方でございます。

したがって、この競争的対話方式をPFI、PPPにも適用するという一つの前提の下に、当時はEU諸国は25か国ございましたけれども、すべての国で導入が決定をされておるという実態がございました。こういったことを背景といたしまして、制度改正というのは一つの大きなゴールでございますけれども、今、申し上げましたとおり、やはり現在、病院、刑務所事業というものは進行中であるわけでございます。こういったところで実務の皆さんが大変御苦労をされておるといってございますので、今すぐに私どもとして何かできることをやろうということで、この関係省庁連絡会議幹事会申し合わせをまとめさせていただきました。

そのとき、いろいろと御議論をさせていただいて、やはり出てきたお話は、要求水準書は発注者がまとめるわけでございますが、これだけではなかなか入札参加者の皆さんが発注者の意図がわか

りにくいというのが一つ大きなポイントでございますので、応募者が発注者の意図を明確に把握して提案していくために十分な意思の疎通が必要であるというのが基本的な考え方でございます。これを関係省庁連絡会議幹事会申し合わせでは対話と規定をしているわけでございます。

具体的なポイントでございますけれども、まず、今、申し上げましたとおり、ヨーロッパで行われております競争的対話方式も、今、申し上げたようなプロセスを取りますので、入札期間というものは非常に長くなる傾向がございます。そういったこともございまして、対象事業というものをPFIすべてに適用するというのはやはり今の段階ではどうだろうかということで、特に必要性の高いものについての適用を想定しているというのが第1のポイントでございます。

それから、今、申し上げましたとおり、対話というものを行うわけでございます。そういったしますと、例えば10のコンソーシアムが出てまいりまして、この10のコンソーシアムと対話をするということはなかなか現実的には難しいところがございます。したがって、EUの競争的対話方式においても3者程度まで絞り込むことが可能というふうに規定がなされているところでございます。フランス等の実態を調査した限りでも3者まで制限をしておるということでございますので、幹事会申し合わせの中では最低3者程度が妥当ということで、EUの競争的対話方式とほぼ同じ基準をここにお示ししているわけでございます。

ただ、我が国の場合は、基本的に一般競争入札の枠組みでこちらをやるということでございますので、会計法の一般競争入札についてのルールが適用になるわけでございます。当然、一般競争入札は手を挙げられた方、基本的には資格要件でだめだという方以外は全員、入札に参加するのが大きな考え方でございますので、この絞込みについても絶対的な基準をつくりまして、この絶対的な基準に該当しない方については残念ながら参加できませんというようなところにとどめるということとしております。

次に「対話」ということでございますけれども、こちらが一番大きな話かと存じます。

必要に応じて、従来から要求水準書についてなかなかわかりにくいということもあり、応募者ないしは入札参加者につきましては質疑応答を積極的にやるべきであるということについては規定がございました。関係省庁連絡会議幹事会申し合わせは従前からありまして、そこで明確にお示しをしていたわけでございます。しかしながら、まず質疑応答ということになりますと、これは文書でやることとなりますので、入札参加者の皆さんの方が質問をしても、例えば要求水準書の第何項に書いてあるとおりであるといったような御回答が実質的には多いというようなお話もあったわけでございます。したがって、こちらにつきましては欧州における競争的対話方式と同じように、応募者ごとに個別に対面で、口頭でそういった情報交換を行うことも可能であるということをも明確に整理したわけでございます。

ただし、この場合について、当然、公平性の確保。それから、場合によって、例えばA社の提案内容自体を、そのとき、こんな提案内容は要求水準書の枠組みに収まっているのでしょうかということも公共施設等の管理者等にお話しするケースもあり得ます。それを公共施設等の管理者等がB社に話すということは、均衡上、基本的にあり得ない話でございますので、そういったことはだめだということも規定がなされているところでございます。

それから「落札者決定後の変更」ということですが、こういったことで、入札のプロセスの中で提案書が出てくる前の段階で、基本的に極力、要求水準書に書いてある内容を明確に整理して、入札参加者が理解できるようにするというのが基本的な考え方でございますので、落札後にさまざま、ここについて聞いていた話と違ったというようなことが起こることがないように整理をしてくださいというのがポイントの4番目でございます。

しかしながら、実態といたしましてはなかなか完全にそこをやり切るということは難しいので、落札後の応募条件等の変更が行われることもあり得ます。ただし、それは「競争性の確保に反しない場合」だということで例示をしているところでございます。

実は、このようなプラクティスにつきましては、既に実務では行われていたところでございます。そちらについての御紹介が、15ページの「東京都へのヒアリング」ということでございます。

東京都の「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業」で、私が、今、申し上げたこととほぼ同じことを実際にやっておられるわけでございます。したがって、今回、私どもがこういった枠組みをつくる際には、東京都さんが先駆的にやられました実務の一つのプラクティスというものを大いに参考にさせていただきました。

16ページを見ていただきますと「多摩病院PFI事業のフローとEUの競争的対話方式のフローの比較」が出ております。

ごらんになっていただくとわかりますとおり、EUの競争的対話方式については、入札参加の公告をした後に、対話参加者を絞り込むというプロセスをまずやっております。こちらは、今、申し上げたとおり、やはり10者出てきて、10者と対話をするというのはなかなかできない話ですので、やはり相手方を少し絞ろうということでPQを行うわけでございます。その後、対話を個別に行って、可能な限り詰めて、そして、対話の終了宣言をして、最終入札をして、落札者を決定するというところでございます。

勿論、一般競争入札という大きな枠組みはあるわけですが、そういった資格確認という枠組みの中で、絶対的な基準の中で、ここで実際に4者応募したものを3者に絞っております。その後、現場説明会という形でございますけれども、個別に、各者ごとに2回、そして、この3者から個別に口頭で質疑回答の場をつくっておるところでございます。

見ていただきますと、実際にフランスで対話というのは何回くらいやっているかというのも調べてみたわけですが、やはり、これは3～5回程度。この回数之余りに増えてまいりますと、これはなかなか効率的ではないということでございますので、フランス等で実際にやっている例を見ますと、やはりこの部分も3回程度ということでございました。

そういうことで見てまいりますと、勿論、会計法、地方自治法に基づく一般競争入札という大きな枠の中での話ではございますけれども、現行の枠組みの中で可能な限りEUの競争的対話方式で行われているプラクティスを実現する努力をいたしたということが読み取っていただけるかと存じます。

この多摩病院PFI事業のフローと、今回の関係省庁連絡会議幹事会申し合わせのフローというのはほぼ同一でございます。

以下、17 ページからは、そこら辺につきまして、今、私が説明した内容について敷衍をしているわけでございます。

22 ページでございますけれども、最近、官民の連携手法、指定管理者制度であるとか、「市場化テスト」であるとか、官民連携してもろもろの公共サービス、公共施設等の整備、ないしはその運営段階でのサービス提供を図ろうといったような手法が複数出てきているわけでございます。こちらにつきましても、地方公共団体と実務の皆様方からそれぞれどういった制度で、どういう場合には使うのが一番適切か、なかなかよくわからないといったようなお話が出ております。

また、一方で、例えばこういった「市場化テスト」、それから、PFI 制度、両方とも委員会に御参画をしている学識経験者の先生の方からは、こういった制度があるわけですから、それぞれがそれぞれ別々にということではなくて、やはりノウハウを共有して、できる限りユーザーの皆様方にとって使いやすい制度として整理をしていくことが必要ではないかといった御指摘もいただいているところでございます。

こういった御指摘を踏まえまして、指定管理者制度を所管している省庁、「市場化テスト」を所管している省庁、そして、私どもの間で御相談をいたしまして、まず、ノウハウその他、情報をシェアする協議会をやりましょうということで1月に合意をいたしまして、5月に第1回の会合を開いたところでございます。今後、こういった枠組みを使いまして、PFI 制度のみならず、ほかの制度も含めまして、できる限り、こういった官民の連携というものが一般の皆様に使えやすいように進めてまいりたいということを考えている次第でございます。

23 ページ以降でございますが、中間報告でも情報発信機能の強化ということを特に求められていたところでございます。その一環といたしまして、これは平成 17 年の「骨太の方針」に明確に位置付けられているところでございますけれども、PFI アニュアルレポートというものを昨年 12 月にまとめさせていただきました。

それから、これは前回は御報告いたしましたけれども、24 ページ目にまいりまして、先ほども申し上げました関係省庁連絡会議幹事会申し合わせ等々につきまして、やはりできる限りわかりやすく皆さんに御説明する場が必要であろうということで、3月8日にこのようなセミナーを開催したところでございます。

下を見ていただきますと、定員が「400 名程度」と書いてございますけれども、506 名の参加者に御参加をいただきました。大変皆様方の御関心が深かったということであろうかと存じます。

最後でございますけれども、こういったものとは別に、公共施設等の管理者等の皆様方に向けて、できるだけPFI 事業について御理解を深めていただくということで、全国8か所で助言・指導等のセミナーというものを行わせていただきました。こちらについては、国、地方公共団体、独立行政法人等ということで、公共施設等の管理者等、発注者の皆さんが中心でございますけれども、162 名の皆様方に御参加をいただきまして、特に運営段階の課題について専門の先生の方から御講義をいただいたということでございます。

こちらにつきましても、本日は御欠席でございますけれども、浜委員の方から前回、先ほども申し上げたように、空白地があるのであれば、できるだけそういった空白地に近いところでこういっ

たセミナーも実施すべきではないかといった御意見をいただいたところでございます。必ずしもそういう形になっているかということではございますけれども、従来のような拠点都市というところではなく、岡山会場であるとか、静岡会場であるとか、それから、高崎会場であるとか、そういったところでも今回開催をさせていただきました。できるだけP F Iのノウハウが、広く、あまねく、いろんなところに伝わるように、今後とも努力をしまいたいと考えている次第でございます。

それから、参考資料2というものがございます。もう一つ、P F I推進委員会中間報告というものがございますが、これは平成16年6月3日に森下委員長の方におまとめをいただいた中間報告でございます。その後、特に内閣府等を中心として、これに示された重点課題等につきまして、どのような対応をしたかということについて簡単に御報告としてまとめたものが、この参考資料2でございます。適宜、御参照くださいませ。なお、こちらにつきましては、前回、総合部会で御説明したものと全く同じ資料でございます。

以上でございます。

森下委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御質問なりございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

森下委員長 それでは、次の議題の「(4)今後の審議の進め方について」でございます。

平成17年8月にP F I法が改正されましたけれども、間もなく2年が経ちますが、改正P F I法附則第2条において「政府は、少なくとも3年ごとに、この法律に基づく特定事業の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされております。そこで、本委員会におきましては、P F I法に基づく事業に対する国等の取組状況等を検証した上で、今後のP F Iのあるべき展開方法や、P F Iを一層効率的に活用するために対応すべき課題について、総合的に検討してはいかかと思っております。

本委員会後、総合部会において、政府全体の改革に向けた取組みの進展にも目配りをしつつ、P F Iに関する諸課題を整理した上で、そのうち優先順位の高いものにつき御検討いただき、現在の委員の任期が満了する本年11月ごろまでを目途に、総合部会から本委員会に検討結果を御報告いただき、委員会がとりまとめるというふうなスケジュールを、今、考えておるところでございます。

なお、去る6月15日の総合部会では、今後の進め方につき意見交換がなされたというふうに伺っております。その議論の内容を含めて、山内部会長から御発言いただければと思います。

山内委員 ありがとうございます。

6月15日に総合部会を開催いたしました。その最後のところで、これからどのように議論を進めていくかというようなことについて部会の委員の皆様から御意見をいただきました。かなり活発な御意見をいただいたというふうに印象を持っております。

内容ですけれども、今後検討すべき事項として、1つは、例えば防災の分野。こういう分野には今までP F Iということが余りなかったもので、そういった防災の分野に導入を図るというようなこ

とはどうかという御提案もございました。それから、契約等の標準化です。こういった幾つかの項目を検討課題として御提示いただきました。

そのほかには、実務の慣行を制度改善へつなげる仕組み。これは恐らく、PFIのようなやり方ですと、かなり実務的な問題があって、それをいかに汲み上げて制度を変えていくか、それに合ったものにしていくかということで非常に重要かと思えますけれども、そういった御提案とか、あるいは要求水準書等によって、いかに発注者の意図を事業者側に伝えていくかということを改善する方法はないのかというようなこと。それから、リスク分担ですけれども、これについても、当初からいろいろ言われる中で、改善は勿論あったわけでありましてけれども、総合的にこれを検討できないか。こういったような御提案がございました。

私といたしましては、これらの御意見とか、あるいは推進委員会の御意向を踏まえまして、先ほど委員長も御指摘がありましたように、これを11月までに精力的に検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

森下委員長 ありがとうございます。

ただいまの山内部会長の御発言や、先ほど説明いただきました事業報告の現況を踏まえまして、今後の審議の進め方等につきまして、御意見を拝聴いたしたいと思いますが、何かございますでしょうか。特にございませんか。

C委員、どうぞ。

C委員 ありがとうございます。

11月までということですので、期間は相当限られておる中で検討すべき問題は随分たくさんあるということだと承知しております。できれば、このVFMのガイドラインで行ったのと同じような形で問題点を摘示して整理していくということで、将来に向かって道が開けるのではないかと考えております。

以上です。

森下委員長 B委員、何かございませんでしょうか。

B委員 これまでのお話がありましたように、問題点の指摘というのはこれまでもいろいろ出てきて、一旦、リストに整理してもらいたい。

ただ、先年の改定作業を私も拝見いたしまして、PFI法だけで解決しない法的な問題というのはかなりございますので、一応、まず全部リストアップした上で、改定が比較的近いものということで優先順位を考えて示されるのがよろしいのかなと思います。

以上です。

森下委員長 ありがとうございます。

A委員、何かございますでしょうか。

A委員 先ほどの資料5で、官民連携手法に関する関係省庁連絡会議の御紹介がございましたけれども、ここにも出ていますように、複数の制度なり手法が絡み合っているわけです。その辺を、このPFIの側面からどう受け止めていくかというのも一つの大きな山なのかなと感じておりま

す。

森下委員長 ありがとうございます。

11月までには是非まとめていただいて、この委員会にひとつ上げていただくように、山内部会長、何かとお手数をかけますけれども、各委員の皆さん方の御意見をまとめていただいて御答申をいただけますようお願いいたします。よろしくどうぞお願い申し上げます。

今日の議題は、大体、以上でございますけれども、せっかくの機会でございますので、ほかに御意見がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

B委員 ちょっとお願いでございますが、今、A委員御指摘のとおりでございます。行政の中の制度はPFIの制度だけでは済まない問題というのが非常にあります。先ほどの資料の中にありましたように、例で言いますと、指定管理者制度というものがございます。これは実はPFI法の議論がずっと進んでいるプロセスとは全く別に、地方自治法の方で改定がなされたわけです。そうしますと、現場の自治体さんの中で、案件の中では指定管理者制度は地方の議会の承認を得るといような項目がございます。そうしますと、PFI法の手続を進める中で、実はスケジュールの上でそごが生じてしまって、やろうと思ってもできない。

実は、後で考えますと、初めから調整しておれば、それほど大きな問題というのはなかったかな。そういう意味で、他の制度との調整を事前に十分に進めていただく。それによって、かなり障害は省かれるのではないかな。そういう意味で、今日、事務局の方で各省庁の調整協議会ですか、その御報告をいただいたわけですが、それを頻繁にやっていただいて、PFI法の議論の中でもその辺の調整を念頭に置きながら議論を進めるといのがよろしいのかなと思います。

森下委員長 おっしゃるとおりだと思います。割合と時間があるようで非常に足りないということがありまして、そこに各省庁のいろんな課題と、調整と、それを報告しなければいけないということで、是非、これは事務局の方は、今、各委員の皆さん方の御意向をよく踏まえていただきまして、できるだけ早目に調整とか打ち合わせをしていただいて、11月に間に合うように各セクションとの調整を是非お願いいたします。よろしく申し上げます。

山内部会長には、また何かと大変とりまとめにお手数をかけますけれども、是非よろしくどうぞお願い申し上げます。

山内部会長 はい。

森下委員長 それでは、事務局の方から御連絡がございましたらどうぞ。

町田参事官 今後の総合部会等の日程につきましては、別途、調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

森下委員長 時間がちょっと早まっておりますけれども、これでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

森下委員長 それでは、予定の時間より少し早く終わりましたけれども、以上で本日は閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

